

「法律に基づく地方計画等の一体的策定の可否に関する調査」 結果概要

令和 5 年 3 月 内閣府から各府省庁に対して、法律に基づく地方の計画等の一体的策定の可否について調査を実施。

	策定主体	計画数	割合
他の計画等との一体的策定が可能	都道府県	231/356	65%
	市町村	166/295	56%
総合計画との一体的策定が可能	都道府県	219/356	62%
	市町村	158/295	54%



令和 6 年 3 月 上記調査において、一体的策定が不可とされた計画について、ナビゲーション・ガイドを踏まえて、改めて一体的策定の可否について調査を実施。

	策定主体	計画数	割合
他の計画等との一体的策定が可能	都道府県	287/358	80%
	市町村	217/298	73%
総合計画との一体的策定が可能	都道府県	275/358	77%
	市町村	213/298	71%

※令和 5 年中に新設された計画は、都道府県 2 計画、市町村 3 計画

- ナビゲーション・ガイドを踏まえ、一体的策定の可否について改めて調査したところ、都道府県計画の約 8 割、市町村計画の約 7 割が可能とされ、一体的策定を可能とする計画数が大幅に増加。
- 引き続き、一体的策定を可能とする見直しができないか、各府省と連携して取り組んでいく。
- 一方、一体的策定が不可との回答があった計画について、その理由として、「大規模災害発生後の復興に関するものであるため」、「民間も含めた会議体が策定主体であるため」、「特定の事業により不利益を被る者の申し出があった場合に、当該者の生活再建等のために策定するものであるため」など、一体的策定が困難であると考えられるものがあった。